

仕 様 書

1 車種

軽自動車（乗用、ハイブリッド車）、5ドア、4人乗り

2 規格

- (1) 総排気量 650C C以上
- (2) 駆動形式 四輪駆動
- (3) 形状 箱型又はステーションワゴン
- (4) ミッション形式 オートマチックまたはC V T
- (5) 使用燃料 ガソリン
- (6) 色 標準色とし、契約時（車種確定時）に決定する。

3 想定車両

スズキ アルト
スズキ ワゴンR
スズキ スペーシア
日産 DAYS
マツダ フレア

※あくまで規格を示す物品の例示であり、当該物品を指定するものではない

4 装備（借受け期間中1台につき）

- (1) A B S
- (2) エアバッグ（運転席・助手席）
- (3) エアコン
- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウィンドウ
- (6) リヤワイパー
- (7) キーレスエントリー
- (8) A M / F Mラジオ
- (9) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（必要に応じて交換）
- (10) ワイパーブレード及びスノーワイパーブレード（必要に応じて交換）
- (11) スペアタイヤまたはパンク修理器具
- (12) スノーブラシ
- (13) スノーヘルパー
- (14) ヘッドレスト（前席及び後席）
- (15) フロアマット
- (16) 電動格納式ドアミラー
- (17) 標準工具一式
- (18) その他、上記に記載のないものについても機能上当然必要なものは装備すること

5 借受台数

4台

6 借受期間

令和8年（2026年）10月1日～令和12年（2030年）6月30日（45カ月）

7 引渡場所及び車両配置

令和8年10月導入時配置 4台（東区、白石区、清田区、手稲区に各1台）

- (1) 納車場所の詳細については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) 契約期間中、配置を変更する場合がある。
- (3) 借受期間開始日に納車ができない場合は、契約車両と同等の代車にて対応すること

8 保険加入等

- (1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、受注契約者の負担とする。
- (2) 受注契約者は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入するものとする。
 - ア 対人保険 無制限
 - イ 対物保険 無制限（免責額なし）
 - ウ 搭乗者保険または人身傷害保険 1名につき、1,000万円以上
 - エ 自損事故傷害 1名につき、1,000万円以上
 - オ 無保険者傷害 1名につき、20,000万円以上
 - カ 車両保険 時価（免責額なし）
（自損、盗難等においても全額免責。札幌市の負担が一切ないもの）
 - キ 交通事故賠償関係示談サービス付
 - ク 公用車割引、フリート付のこと
- (3) 任意保険証書の写しを車検証に添付すること

9 維持管理

- (1) 車両の維持管理に要する経費のうち、賃借料を除いては、燃料代及びパンク修理代のみを札幌市の負担とし、これら以外は受注契約者の負担とする。
- (2) ウィンドウォッシャー液については、受注契約者の負担により、常時、予備を各車両に搭載し、必要に応じ追加すること。
- (3) 自然磨耗・故障等は、札幌市の指示に従い交換・修理等を行い、常に良好な状態に保つこと。
- (4) 定期点検（最低6ヶ月毎）及び修理は確実に行い、オイル等油脂類は十分に補充すること。なお、点検にかかる日程調整、メンテナンス工場への入庫及び(5)代替車の引渡は受注契約者が行うこと。
- (5) 定期点検、故障・事故修理、車両盗難の際は、同等条件の代替車を用意すること。
- (6) タイヤの保管については、受注契約者が行うこと。
- (7) スタッドレスタイヤの組替えに当たっては、受注契約者が日程の調整を行い、札幌市の指示に従うこと。なお、スタッドレスタイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない磨耗または劣化が認められる場合にはすみやかに交換を行うこと。
- (8) 車庫証明等登録に係る事務については、受注契約者が行うこと。
- (9) 車両配置の変更に伴う車両の移動及び車庫証明等登録に係る事務については、受注契約者が行うこと。ただし、事務等に係る経費実費分（印紙代）は、札幌市の負担とする。

10 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除し、滅失分の台数、金額を減じたうえで改定契約を締結する。その際、途中解約に係る精算は一切行わない（過失の有無に関わらず）。

11 租税公課・リース料率変更時の取扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でも、リース料金については一切変更を行わない。

12 走行距離

1台当たり年間 5,000～10,000 k mと想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は行わない。

13 その他

受注者は、札幌市と借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議するものとする。

不明な点が生じた場合は、双方で協議するものとする。